



チーム高島
代表質問 藤田 昭 議員

高島市の
諸課題について問う

問

地域振興事業交付金に関して、
20年間の長期にわたる債務負担行為の根拠は何か

答

新ごみ処理施設整備・運営に伴う地域振興策の基本方針に基づくものです

問 地域振興事業交付金にかかる20年間の長期にわたる債務負担行為の根拠となる契約は何か。

答 市長

債務負担行為の根拠は必ずしも契約行為に限定されるものではなく、後年度において負担が予想されるものについては、あらかじめ議会の議決を経て、毎年度予算に反映させるものです。

ごみ処理施設建設検討委員会からは、「周辺地域への配慮として、負担に応じた地域振興策をあらかじめ想定して

問

おく必要がある」旨のご意見や、周辺地域への説明会においても、同様のご要望もお聞きし、さらに、県内他市の事例など参考に制度設計したものを、市議会の特別委員会および全員協議会の場でご説明し、ご意見をいただいた後に、市として「新ごみ処理施設整備・運営に伴う地域振興策の基本方針」を決定したところです。この基本方針に基づき、今回、債務負担行為として提案しています。

答

問 県内他市の地域振興事業交付金に比べて、高島市の4億円は安価であるとのことだが、5億円の交付金はどこの自治体のことか。

答 市長

現に5億円の交付金を予算措置しているところがありますが、地元交付金であり、慎重に対応しなければなりませんので、個別の市町村名の公表は控えます。

問 県内他市のごみ排出量に対する交付金や、環境センターの周辺地域に対する交付

答 市長

金と比べても、今回の4億円は非常に高いのではないかと。ごみの排出量に応じて地域振興の交付金を積算するというのは、初めて聞かせていただいた方法が現実あるのかなと思われませんが、あくまで環境センターとリサイクルセンターの設置に伴う地域振興の交付金という整理をしており、ごみ量で積算したことは今までありません。